

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆処遇改善等加算にかかる賃金改善の確認方法（基準年度等）の見直しについて通知が発出される（厚生労働省）

令和2年7月30日、厚生労働省は通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」を発出しました。

本通知では、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日／子ども・子育て会議）を踏まえ、処遇改善加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続きの簡素化を図る等を行っています。

本通知は、加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記するとともに、会計検査院や総務省の行政評価での指摘事項等を踏まえ、以下のような内容の変更を行っています。

（全国保育協議会事務局抜粋・整理）

【加算額の使途等の明確化】

- ① 加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金改善に充てることを明確化。
- ② 処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する必要があることを明確化。
- ③ 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化。

【基準年度の見直し】

- ① 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「加算当年度の前年度」に見直す。

※国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。

※令和2年度に限り、旧通知の基準年度とすることも可能とする。

② その際、毎年度の賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）について、以下のとおり見直す。

i) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善（※）がある場合（加算額の追加がある場合）は、当該施設・事務所において加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化して賃金改善の確認を行うこととする。

（※）新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

ii) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善がない場合（加算額の追加がない場合）は、当該施設・事業所における現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改訂相当分を加えた額を比較して賃金の改善の確認を行う（※）こととする。

（※）加算Ⅱについては、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算Ⅱによる加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

【処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和】

- 処遇改善等加算Ⅱのうち、「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することが求められているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和する。

通知の内容は、別添の資料1（説明資料）をご確認ください。

通知の本文は、別添の資料2-1と資料2-2様式（エクセルファイル）をご参照ください。

なお、行政に令和元年度の報告書を提出済で「加算前年度の加算残額がある場合」の取扱いについては、別添の資料3-1事務連絡と資料3-2様式（エクセルファイル）をご参照ください。行政から追加の資料提出が求められることがありますので、ご注意ください。

各書類の提出方法や締切日などの詳細は、各自治体からの連絡をご確認ください。